

～このページは平成30年度においての情報です～

清瀬市医師会

【お 知 ら せ】

●特定健康診査について

◎ 実 施 期 間 平成 30 年 8 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日

◎ 実施機関窓口へ持参するもの ・ 特定健康診査受診券

・被保険者証

◎ 住民の方以外の受診の可否 市民(住民登録がある方)の方が対象です。

◎ 注意していただきたい事項(特記事項)

- ・受診対象者は、清瀬市民(住民登録がある)の方に限られます。
- ・清瀬市の追加項目が受診できます。
- ・受診の際は、健康保険証と受診券を必ずお持ちください。

◎特定保健指導の利用の可否 特定保健指導は実施していません。